

e-Taxを利用されていますか？

(法人企業の皆様へ)

e-Taxのご利用いつもありがとうございます。

今後、マイナンバーの導入等により、社会全体の電子化が急速に進むことが予想される中、お陰様でe-Taxの利用率は、年々上昇しており、平成25年度の福岡国税局管内の法人税申告書の利用率も67.6%（対前年比+4.0ポイント）となっております。

e-Taxを利用することにより、法人企業におきましては、事務の削減やコスト、リスクの軽減、また、税務署におきましても、事務の効率化が図られているところです。

しかしながら、e-Taxの利用可能な手続を個々に見ますと、その利用状況にバラツキがあります。

もう一度、自社のe-Taxの利用状況をご確認いただき、是非、未利用の手続についてご利用いただけますようご協力をお願いします。



それでは、<ステップ1>に進んでいただき、ご利用に向けての準備等をお願いします。

<ステップ1>～e-Tax利用可能手続の確認を～

法人企業では、次の手続がe-Taxでご利用出来ます。※利用状況をご確認（チェック）ください。

e-Taxが利用できる手続	利用	未利用
法人税申告書の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
消費税申告書の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法定調書及び合計表の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
源泉所得税徴収高計算書（納付書）の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ダイレクト納付の利用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
納税証明書の交付請求手続	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
印紙税納税申告書（書式表示用）の提出（有の場合）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



未利用の手続がありましたら
<ステップ2>
へお進みください。

<ステップ2>～e-Taxの利用に向けて～

税理士関与の状況に応じ、それぞれのステップにお進みください。

- 税理士関与「あり」 ⇒ ⇒ ⇒ <ステップ3>へ
- 税理士関与「なし」 ⇒ ⇒ ⇒ <ステップ4>へ

<ステップ3>～全ての手続をe-Taxで～

関与税理士による「代理送信」により、申告書等の提出が可能ですので、是非、関与税理士にご相談の上、e-Taxの利用をご依頼いただきますようお願いいたします。

なお、「申告書の提出以外の手続を税理士に依頼していない（会社で行っている）」等の場合は、<ステップ4>へお進みください。

<ステップ4>～利用可能な手続をe-Taxで～

e-Taxの利用環境を整備していただき、是非、e-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

なお、既に一部の手続でe-Taxをご利用いただいている場合には、未利用の手続についても、是非、e-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。



ご不明な点がございましたら表記の税務署までお問い合わせください。

この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。